

正 誤

埼玉県労働委員会告示第二号（平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号）
中訂正

ページ 行

一 前から十二

誤

「第五条」を「第四条」とし、「第六条」を「第五条」とする。

正

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。